

社会福祉法人豊延会 給与規程

(処遇改善手当)

第23条 処遇改善手当は厚生労働省の定める福祉・介護職員特定処遇改善加算制度の対象職員に対し、別表10により支給する。

<別表 10>

処遇改善手当支給区分表

下記のいずれかに属する常用職員*1)に対し、支給する。

区分	
A-①	法人内の経験年数10年以上の介護福祉士*2) (兼務者含む)
A-②	介護職員としての経験年数が10年以上の介護福祉士*2) (兼務者含む)
B	その他の介護職員 (兼務者を含む)
C	その他の職種の職員 (年収440万円未満の職員)

*1) 1週間の所定労働時間および1カ月の所定労働日数が、常勤職員の4分の3以上である職員

*2) 障害サービスにおいては、現行の福祉・介護職員処遇改善加算の対象職種のうち介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、保育士のいずれかの資格を保有する職員又は心理指導担当職員(公認心理師含む)、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、サービス提供責任者のいずれかとして従事する職員

※ 各区分の支給額は、省令等に定められた事業所毎の加算額(率)に応じ決定する。
また支給額は年度末までに翌年度分の概算額として決定し、職員に周知する。
確定支給額と概算額との差額調整は、年度末月に実施する。

※ 各区分の支給割合は下記の通りとする

$$\frac{\text{(区分A-①およびA-②の平均支給額)}}{\text{(区分B平均額)}} \geq 2 \geq \frac{\text{(区分C平均額)}}{\text{(区分B平均額)}} \times 4 > 0$$

※ 10年以上の基準日は、各年度の初日(4月1日)とする。

※ 経験年数には、非常勤の期間も含む。

※ 新たに入職・配置換え・異動等で各区分に該当することとなった職員には、事実が生じた日の属する月の翌月から支給する

(ただし、その日が初日であるときは、その月より支給する)。

月の途中で退職した職員には支給しない(日割り等を行わない)。